

モニタリング

主要な政策に係る政策評価の事前分析表(平成29年度実施政策)

(総務省29-③)

政策(※1)名	政策3:分権型社会にふさわしい地方行政体制整備等		担当部局課室名	自治行政局総務室、行政課、住民制度課、外国人住民基本台帳室、市町村課、行政経営支援室、公務員課、給与能率推進室、福利課		作成責任者名	自治行政局総務室長 岡 裕二	
政策の概要	地方分権型社会の確立を目指した地方自治制度の見直しや簡素で効率的・効果的な地方行政体制の整備等を進めるとともに、地方分権の担い手を支える地方公務員制度の確立を図るため、定員・給与の適正化や地方公共団体における人材の育成・確保を推進する。				分野【政策体系上の位置付け】	地方行財政		
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	[最終アウトカム]:地方公共団体の自主性及び自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現 [中間アウトカム]:地方自治の本旨に基づいて、地方公共団体の区分並びに地方公共団体の組織及び運営に関する事項の大綱を定め、国と地方公共団体との間の基本的関係を確立し、地方公共団体等の人事行政に関する根本基準を確立すること。				政策評価実施予定時期	平成31年8月		
施策目標	施策手段	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	基準(値)	年度ごとの目標(値)			測定指標の選定理由、施策目標と測定指標の関係性(因果関係)及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠	
				基準年度	目標年度	年度ごとの実績(値) ^(※2)		
				28年度	29年度	30年度		
地方分権型社会の確立に向けた地方制度の構築が進むこと	地方自治法及びその運用の見直しにより地方自治制度が改善されること	① 地方自治制度の見直し、普及<アウトプット指標>	第31次地方制度調査会の答申等を踏まえ、人口減少社会に的確に対応する三大都市圏及び地方圏の地方行政体制のあり方や、議会制度や監査制度等の地方公共団体のガバナンスのあり方等に関し、地方自治制度の見直しについて検討を開始。	27年度	30年度	第31次地方制度調査会の答申等を踏まえ、地方自治制度に関し必要に応じ見直しを実施。 上記の目標を内容とした地方自治法改正案を平成29年3月10日に国会に提出。	我が国は人口減少局面に突入しており、地域社会の持続可能性についての危機意識が急速に高まっている現状を踏まえて、個性を活かし自立した地方をつくる観点から、人口減少社会に的確に対応する三大都市圏及び地方圏の地方行政体制のあり方や、議会制度や監査制度等の地方公共団体のガバナンスのあり方等に関し、地方自治制度の見直しの検討・実施が必要と考え、指標として設定。 【参考】 ・第31次地方制度調査会開催回数 →総会:3回、専門小委員会:28回 →平成28年3月16日に答申を内閣総理大臣に手交	
人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点の形成を進めること	地方交付税措置等の支援策を通じた連携中核都市圏が全国展開されること	2 連携中核都市圏の形成数<アウトプット指標> 【AP改革項目関連:地方行財政改革・分野横断的な取組⑫】 【APのKPI】	4圏域 (平成27年10月現在)	27年度	32年度	30圏域 23圏域	人口減少・少子高齢社会にあっても、地域を活性化し経済を持続可能なものとし、国民が安心して快適な暮らしを営んでいけるようにするために、地域において、相当の規模と中核性を備える圏域において市町村が連携し、コンパクト化とネットワーク化により「経済成長のけん引」、「高次都市機能の集積・強化」及び「生活関連機能サービスの向上」を行うことにより、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成する連携中核都市圏の形成が重要である。そのため、連携中核都市圏構想の進捗状況を明確に示す圏域の形成数を指標として設定。 基準及び目標は、まち・ひと・しごと創生総合戦略に合わせ設定している。 【連携中核都市圏の形成数について、APのKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、APのKPIと同じ指標を測定指標として設定】	
地方公共団体の自主的・主体的な地方行革の取組が進むこと	地方公共団体における行政改革の取組状況の把握、公表を実施すること	3 地方公共団体における行政改革の取組状況<アウトプット指標>	地方公共団体が自主的・主体的に行政改革が行えるよう、取組状況を把握し、ホームページに調査結果を公表するなど、全地方公共団体等に必要情報を提供。	27年度	30年度	地方公共団体が自主的・主体的に行政改革が行えるよう、取組状況を把握し、ホームページに調査結果を公表するなど、全地方公共団体等に必要情報を提供。 地方行革サービス改革の取組状況等に関する調査結果を公表(H29.3.30)	厳しい財政状況にあっても、質の高い行政サービスを効率的・効果的に提供する観点から、各地方公共団体においては、これまでの改革の成果を維持しつつ、自らの行財政運営について透明性を高め、公共サービスの質の維持向上に努めるなど、引き続き自主的に行政改革に取り組むことが必要と考えられるため、取組状況を把握し、情報提供等を行うことを指標として設定。	
民間委託等の業務改革に関する取組が進むこと		4 (1)窓口業務のアウトソーシング 総合窓口の導入 (2)庶務業務の集約化 <アウトプット指標> 【AP改革項目関連:地方行財政改革・分野横断的な取組⑫】 【APのKPI】	(1)窓口業務のアウトソーシング 208市町村 総合窓口の導入 185市町村 (2)庶務業務の集約化 143市町村	26年度	32年度	(1)窓口業務のアウトソーシング 416市町村 総合窓口の導入 370市町村 (2)庶務業務の集約化 286市町村 (平成32年度までの目標値) (1)窓口業務のアウトソーシング275市町村、総合窓口の導入213市町村 — — (2)庶務業務の集約化 292市町村	厳しい財政状況にあっても、質の高い行政サービスを効率的・効果的に提供する観点から、各地方公共団体においても地域の実情に応じて民間委託等の業務改革が推進されるべきであり、窓口業務のアウトソーシングなど汎用性のある先進的な改革に取り組む市町村数を指標として設定。 基準年度及び目標年度は経済・財政再生アクション・プログラムのKPIに合わせている。	

地方分権の担い手を支える地方公務員制度が能率的かつ適正に運用されること	地方公共団体の適正な定員管理に向けた取組が行われること	5	地方公務員数の推移 ＜アウトプット指標＞	地方公共団体が自主的・主体的に定員管理を行うにあたり、通知や各種会議の場を通じて必要な情報を提供。	27年度	地方公共団体が自主的・主体的に定員管理を行うにあたり、通知や各種会議の場を通じて必要な情報を提供。	30年度	地方公共団体が自主的・主体的に定員管理を行うにあたり、通知や各種会議の場を通じて必要な情報を提供。	地方公共団体が自主的・主体的に定員管理を行うにあたり、通知や各種会議の場を通じて必要な情報を提供。	地方公共団体が自主的・主体的に定員管理を行うにあたり、通知や各種会議の場を通じて必要な情報を提供。	地方公共団体が自主的・主体的に定員管理を行うにあたり、通知や各種会議の場を通じて必要な情報を提供。
	地方公共団体の適正な給与制度・運用が図られること	⑥	給与制度・運用の適正化状況 ＜アウトプット指標＞	各地方公共団体において、住民の理解と納得が得られるよう、給与の適正化が図られるため、通知や各種会議の場を通じて必要な情報を提供。	27年度	各地方公共団体において、住民の理解と納得が得られるよう、給与の適正化が図られるため、通知や各種会議の場を通じて必要な情報を提供。	30年度	各地方公共団体において、住民の理解と納得が得られるよう、給与の適正化が図られるため、通知や各種会議の場を通じて必要な情報を提供。	各地方公共団体において、住民の理解と納得が得られるよう、給与の適正化が図られるため、通知や各種会議の場を通じて必要な情報を提供。	各地方公共団体において、住民の理解と納得が得られるよう、給与の適正化が図られるため、通知や各種会議の場を通じて必要な情報を提供。	各地方公共団体において、住民の理解と納得が得られるよう、給与の適正化が図られるため、通知や各種会議の場を通じて必要な情報を提供。
	地方公共団体の適正な給与水準が確保されること	7	給与情報等公表システムによる公表実施率 ＜アウトプット指標＞	実施率99.7% (1,782/1,788団体) (平成27年4月30日現在)	27年度	実施率100%	30年度	実施率99.7% (1,782/1,788団体) 平成28年4月30日現在)	—	—	—
実施率100%											

地方分権の一層の進展による地方公共団体の役割の増大、住民ニーズの高度化・多様化、厳しい財政状況等を踏まえると、地方公共団体の定員管理については、効率的で質の高い行政を実現するために、地方公共団体自らが地域の実情に応じ、自主的・主体的に人事配置を行うことが重要。

また地方公務員の給与については、地方公務員法等の趣旨を踏まえ、議会で十分議論の上、情報公開等を徹底しながら、各地方公共団体が主体的に適正化等の取組を進めることが重要。

国としては、地方公共団体の定員管理や給与等について、国民・住民の理解と納得が得られるものとなるよう、必要な情報の提供や技術的助言を行うことが重要であるとの観点から、指標として設定。

目標(値)については、地方公共団体が主体であるため、総務省が行う取組について記載。

【参考(平成26～28年度実績)】

○地方公務員数の推移(各年度4月1日現在)

地方公共団体の総職員数
(平成28年度) 273万7,263人(対前年比▲1,074人)
(平成27年度) 273万8,337人(対前年比▲5,317人)
(平成26年度) 274万3,654人(対前年比▲8,830人)

○ラスパイレス指数の状況(各年度4月1日現在)

地方公共団体(全団体)のラスパイレス指数
(平成28年度) 99.3
(平成27年度) 99.0
(平成26年度) 98.9

○給与と制度・運用の適正化

適正化の取組例(各年度4月1日現在)

- 給与の「わたり」(注1)の制度がある団体が減少
(平成28年度) 16団体(全団体の0.9%)
(平成27年度) 37団体(全団体の2.1%)
(平成26年度) 51団体(全団体の2.9%)
- 自宅に係る住居手当のある団体が減少
(平成28年度) 258団体(全団体の15.0%)
(平成27年度) 296団体(全団体の16.6%)
(平成26年度) 357団体(全団体の20.0%)

○人事委員会勧告における地域民間給与水準の反映等の状況

各人事委員会において、地域民間給与水準を反映した勧告等を実施。
(注1)地方公務員給与の「わたり」とは、給与決定に際し、等級別基準職務表に適合しない級への格付を行うことや、実質的にこれと同一の結果となる等級別基準職務表又は給料表を定めることにより給与を支給することという。

<p>地方公共団体の人事制度改革が適正に行われること</p>	<p>8</p>	<p>地方公共団体の人事制度改革の状況 ＜アウトプット指標＞</p>	<p>公務の能率的かつ適正な運営を確保するため、職員の任用・勤務形態の多様化の取組が進められるよう、各種会議の場などを通じて、各地方公共団体に対し、臨時・非常勤職員の適正な任用等の確保や任期付職員制度の活用等に係る留意事項について必要な情報を提供。</p>	<p>27年度</p>	<p>公務の能率的かつ適正な運営を確保するため、職員の任用・勤務形態の多様化の取組が進められるよう、各種会議の場などを通じて、各地方公共団体に対し、臨時・非常勤職員の適正な任用等の確保や任期付職員制度の活用等に係る留意事項について必要な情報を提供。</p>	<p>30年度</p>	<p>公務の能率的かつ適正な運営を確保するため、職員の任用・勤務形態の多様化の取組が進められるよう、各種会議の場などを通じて、各地方公共団体に対し、臨時・非常勤職員の適正な任用等の確保や任期付職員制度の活用等に係る留意事項について必要な情報を提供。</p>	<p>公務の能率的かつ適正な運営を確保するため、職員の任用・勤務形態の多様化の取組が進められるよう、各種会議の場などを通じて、各地方公共団体に対し、臨時・非常勤職員の適正な任用等の確保や任期付職員制度の活用等に係る留意事項について必要な情報を提供。</p>	<p>地方公共団体における行政ニーズが多様化・高度化する現状にあることを踏まえて、各地方公共団体において職員の任用・勤務形態の多様化を進めることで、能率的かつ適正な公務の運営が確保されるなど、地方分権の進展に対応した地方公務員制度の確立につながると考えられることから、指標として設定。</p> <p>【参考】任期付採用の実施団体及び人数(各年度4月1日現在) (平成28年度実績) 571団体(12,426人) (平成27年度実績) 503団体(11,097人) (平成26年度実績) 441団体(9,665人) (平成25年度実績) 387団体(8,059人)</p> <p>※ 臨時・非常勤職員の適正な任用等を確保するため、地方公務員法及び地方自治法の改正を行ったところであり(平成29年5月17日公布)、総務省として、改正法の施行(平成32年4月1日)までに、各地方公共団体において円滑な制度導入ができるよう、「マニュアル」を作成し、また、都道府県毎の説明会を開催するなど丁寧な支援を行っていく予定であることから、事前分析表(平成28年6月30日公表)における同指標の基準(値)、目標(値)、年度ごとの目標(値)に具体的実施策「臨時・非常勤職員の適正な任用等の確保」を追加した。</p>
<p>地方公共団体の人事評価制度が適正に運用されること</p>	<p>9</p>	<p>地方公共団体の人事評価制度の活用状況 ＜アウトプット指標＞</p>	<p>各地方公共団体において、人事評価制度の活用が図られるよう任用・給与等への活用調査等を実施し、その結果について、各地方公共団体に必要な情報を提供。</p>	<p>27年度</p>	<p>各地方公共団体において、人事評価制度の活用が図られるよう任用・給与等への活用調査等を実施し、その結果について、各地方公共団体に必要な情報を提供。</p>	<p>30年度</p>	<p>各地方公共団体において、人事評価制度の活用が図られるよう任用・給与等への活用調査等を実施し、その結果について、各地方公共団体に必要な情報を提供。</p>	<p>各地方公共団体において、人事評価制度の活用が図られるよう任用・給与等への活用調査等を実施し、その結果について、各地方公共団体に必要な情報を提供。</p>	<p>平成26年5月の地方公務員法改正により、新たに人事評価制度が導入され、平成28年4月1日から施行となったことを踏まえ、各地方公共団体において人事評価制度を任用・給与等に活用することで、能力及び実績に基づく人事管理の徹底が図られ、公務効率及び住民サービスの向上に繋がること期待されることから、指標として設定。</p>

達成手段 (開始年度)		予算額(執行額) ^(※3)			関連する 指標 ^(※4)	達成手段の概要等	平成29年度行政事業 レビュー事業番号
		27年度	28年度	29年度			
(1)	地方行政制度の整備に必要な経費(地方分権振興経費、市町村合併円滑化経費等除く。)	94百万円 (71百万円)	106百万円 (81百万円)	112百万円	1~9	①地方分権の確立を目指した地方自治法の見直しについて取りまとめるための地方行政検討会議の開催等をする。②市町村振興、広域連携のあり方、一部事務組合・広域連合のあり方について調査・研究をする。③住民基本台帳制度等の円滑な運用のため、必要な助言や情報提供を行う。④地方行革の推進に必要な助言や情報提供等を行う。⑤地方公務員の人事管理、勤務条件、給与制度、定員管理及び人材育成確保については、調査、助言及び情報提供を行う。 【活動指標(アウトプット)】地方自治制度等に関する各種研究会:38回(平成28年度) 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 地方行政制度の整備に必要な経費を措置することにより、地方行政制度、広域連携のあり方等について調査・研究等を行い、それらの成果を活かすことで、より適切な地方行政制度を円滑に運営することにより、地方分権型社会の確立に寄与する。	0004
(2)	地方分権の振興に要する経費(平成20年度)	246百万円 (246百万円)	71百万円 (71百万円)	0百万円	—	地方自治法施行60周年記念貨幣(以下「記念貨幣」という。)の図柄を考案した都道府県に対し、以下に規定する事業に要する経費の一部に対する交付金を、予算の範囲内で交付するもの。(1)記念貨幣の図柄の考案又は記念貨幣の発行に関連して行う事業 (2)その他地方自治の伸展と地方自治法施行60周年記念の趣旨に沿って行う地方分権等の振興に資する事業 【成果指標(アウトカム)】 事業を完了した交付団体数:2団体(平成28年度) 【活動指標(アウトプット)】 交付団体数:2団体(平成28年度) 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 各都道府県による地方分権等の振興に資する事業等に対し交付金を交付することにより、地方公共団体の自主的かつ自立的な事業を支援する点で、地方分権型社会の確立に寄与する。	0005
(3)	市町村の合併円滑化に必要な経費(平成13年度)	2,246百万円 (2,230百万円)	922百万円 (913百万円)	80百万円	—	旧合併特例法の期限(平成18.3.31)までに合併した市町村の「市町村建設計画」に基づく事業に対し、計画の期間中(概ね10年。ただし、東日本大震災による被害を受けた特定被災地方公共団体及び特定被災区域の団体は20年、それ以外の団体は15年とすることができる。))に、旧市町村の人口に応じ、旧市町村あたり6千万円~3億円を合算した額を補助。 【成果指標(アウトカム)】 補助対象事業の完了数 【活動指標(アウトプット)】 補助対象事業の計画数 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 市町村の合併円滑化に必要な経費を措置することにより、旧合併特例法の期限(平成18.3.31)までに合併した市町村の一定の事業を補助することで、地方行政制度を円滑に運営することにより、地方分権型社会の確立に寄与する。	0006
(4)	地方議会の活性化に要する経費(平成25年度)	13百万円 (7百万円)	12百万円 (12百万円)	11百万円	1	地方議会の一層の活性化に向け、都道府県・市町村の枠を超えて地方議会議員が一堂に会して、地方議会活性化のためのアイデアや先進的な取組事例に触れることにより、各議会が改めて自らの議会のあり方を模索することを促すこと等を目的として、地方議会活性化に関心のある地方議会議員、事務局職員等を対象にシンポジウムを開催する。 【成果指標(アウトカム)】 シンポジウムの参加者数:400人(平成28年度) 【活動指標(アウトプット)】 シンポジウムの開催回数:1回(平成29年度) 研究会の開催回数:2回(平成29年度) 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 地方議会の果たすべき役割や今後のあり方等について意見交換を行うシンポジウムを開催することにより、地方議会の担い手である地方議会議員及び議会事務局職員が自らの議会の活性化方策を考える契機とするとともに、地方議会議員の選出・人材確保に関する課題についての基礎的な調査研究を行うことで具体的な検討につなげることとし、もって地方分権型社会の確立に寄与する。	0007

5)	地方独立行政法人の支援に要する経費(平成25年度)	2百万円 (2百万円)	2百万円 (0百万円)	1百万円	—	<p>地方独立行政法人法制度の見直しの必要性及びその方向性について、外部有識者を交えた研究会等による調査・研究を実施し、その結果について地方公共団体への情報提供を行う。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 法令や施策等への反映件数:3件(平成28年度) 【活動指標(アウトプット)】 研究会の開催回数:2回(平成29年度) 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 地方独立行政法人制度の見直しの必要性及びその方向性について、外部有識者を交えた研究会等による調査・研究を実施し、その結果についての地方公共団体への情報提供を実施することにより、制度の方向性を検討することで、地方行政体制を整備することに寄与する。</p>	0008
6)	新たな広域連携の促進に要する経費(平成26年度)	199百万円 (162百万円)	128百万円 (95百万円)	127百万円	2	<p>人口減少・少子高齢社会においても、全国の基礎自治体が人々の暮らしを支える対人サービスを持続可能な形で提供していくため、「第30次地方制度調査会」(平成25年6月25日)、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(平成28年12月22日閣議決定)等において取組を進めることとされた「連携中枢都市圏」の形成等の地方公共団体間の新たな広域連携の促進等を図ることを目的として、国の事業として調査を実施する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 調査の結果、新たな広域連携の先行的モデルとして確認がなされた案件数 【活動指標(アウトプット)】 事業実施箇所数:6件(平成29年度) 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 人口減少・少子高齢社会においても、全国の基礎自治体が人々の暮らしを支える対人サービスを持続可能な形で提供していくため、「連携中枢都市圏」の形成等の地方公共団体間の新たな広域連携の促進等を図ることで、地方分権型社会の確立に向けた地方自治制度の構築に寄与する。</p>	0009
7)	業務改革モデルプロジェクトの実施に要する経費(平成28年度)	—	102百万円 (90百万円)	102百万円	4	<p>地方自治体において①住民サービスに直結する窓口業務②業務効率化に直結する庶務業務等の内部管理業務に焦点を当て、民間企業の協力のもとBPRの手法を活用しながらICT化・オープン化・アウトソーシングなどの業務改革を一体的に行い、住民の利便性向上につながるような取組をモデル的に実施。モデル事業の実施を通じて改革の手法を確立し、その手法を横展開。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 モデル事業数 【活動指標(アウトプット)】 モデル事業数:7件(平成29年度) 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 民間企業の協力のもとBPRの手法を活用しながら住民の利便性向上に繋がる業務改革にモデル的に取り組む自治体を支援することにより、汎用性のある改革モデルを構築し、その横展開を図ることで、窓口業務のアウトソーシングなど業務改革に関する取組が進むことに寄与する。</p>	0010
8)	地方自治法施行70周年記念行事に要する経費(平成29年度)	—	—	41百万円	—	<p>平成29年度は、昭和22年5月3日に地方自治法が施行されて70周年にあたる極めて意義深い節目の年であることを踏まえ、地方自治関係者を迎え、関係関係列席の下、記念式典を挙げる。あわせて、地方自治功労者、監査事務功労者に対する総務大臣表彰を行う。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 記念式典の参加者数:3,500(平成29年度) 【活動指標(アウトプット)】 記念式典の開催回数:1(平成29年度) 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 地方自治法施行70周年記念行事に要する経費により、記念式典の実施、功労者への総務大臣表彰を行うことで、これまでの地方自治の歩みを振り返り、国民を挙げて地方自治の意義と重要性を認識することで、各地方公共団体の一層の発展と地方自治の伸展に寄与する。</p>	新29-0001
9)	基幹統計として実施する地方公務員給与実態調査に要する経費(平成29年度)	—	—	12百万円	6	<p>平成29年度は、調査結果の集計等に必要な地方公務員給与実態調査システムの改修を行い、平成30年度は、当該システムを用いて、①平成30年4月1日に在職する地方公務員(一般職)の給料等について悉皆調査を実施し、一般職の地方公務員数、職種別職員数、平均給料月額、平均基本給月額等の実態を明らかにし、②特別職は、その定数、給料月額、報酬額について調査する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 基礎資料の作成数:1(平成30年度) 【活動指標(アウトプット)】 調査対象:地方公共団体職員 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 地方公務員給与実態調査(基幹統計)を実施することにより、地方公務員の給与の実態を明らかにし、それを地方公共団体の給与制度等に関する助言等に活用することで、地方公共団体の適正な給与制度・運用が図られることに寄与する。</p>	新29-0002

(10)	地方自治法(昭和22年)	—	—	—	1~4	地方自治の本旨に基づいて、地方公共団体の区分並びに地方公共団体の組織及び運営に関する事項の大纲を定め、併せて国と地方公共団体との間の基本的関係を確立することにより、地方公共団体における民主的にして能率的な行政の確保を図るとともに、地方公共団体の健全な発達を保障する。		
(11)	地方公務員法(昭和25年)	—	—	—	5~9	地方公共団体の人事機関並びに地方公務員の任用、職階制、給与、勤務時間その他の勤務条件、休業、分限及び懲戒、服務、研修及び勤務成績の評定、福祉及び利益の保護並びに団体等人事行政に関する根本基準を確立することにより、地方公共団体の行政の民主的かつ能率的な運営並びに特定地方独立行政法人の事務及び事業の確実な実施を保障し、もって地方自治の本旨の実現に資する。		
(12)	地方公務員給与実態調査規則(昭和33年)	—	—	—	6.7	統計法に規定する基幹統計である地方公務員給与実態統計を作成するための調査の施行に関して必要な事項を定める。		
政策の予算額・執行額		2,798百万円 (2,719百万円)	1,343百万円 (1,260百万円)	412百万円	政策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
						経済財政運営と改革の基本方針2017	平成29年6月9日	第2章 成長と分配の好循環の拡大と中長期の発展に向けた重点課題 4. 地方創生、中堅・中小企業・小規模事業者支援 (1) 地方創生 第3章 経済・財政一体改革の進捗・推進 3. 主要分野ごとの改革の取組 (3) 地方行財政等
政策の予算額・執行額		2,798百万円 (2,719百万円)	1,343百万円 (1,260百万円)	412百万円	政策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	まち・ひと・しごと創生基本方針2017	平成29年6月9日	Ⅲ. 各分野の施策推進 各分野の施策推進 4. 時代に合った地域をつくり、安心な暮らし守るとともに、地域とを連携する ① まちづくりにおける地域連携の推進 ② 日本版 BID 等によるまちづくりの推進 ③ コンパクト・プラスネットワークの本格的推進 ④ 集落生活圏維持のため小さな拠点及び地域運営組織形成 ⑤ 地域共生社会の実現 ⑥ 地方公共団体における持続可能な開発目標(SDGs)の推進

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)」欄のかつこ書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※4 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「—」となることもある。

※5 表中の「AP」とは、「経済・財政再生アクション・プログラム」(平成27年12月24日経済財政諮問会議決定)であり、「KPI」は、進捗管理や測定に必要な主な指標(Key Performance Indicator)のことである。

政府全体で、APと政策評価との連携を図るため、APIに関連する指標等にはその旨明記することとなっている。